

無所属の中西智子です。

本日は「障がいのある市民が、尊厳をもって自分らしく地域で暮らし自立できるための施策について」一般質問いたします。

まずはじめに「障がい者市民のおかれている現状と課題」を確認させていただき、つぎに「日常生活や社会活動の支援について」、そして「就労支援について」という3つの項目について質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

では**1項目目**の「障がい者市民のおかれている現状と課題」についてお伺いします。

箕面市の障がい者市民の人口は、市の資料によりますと、2014年4月1日現在で、身体障害者手帳所持者数が4,002人、療育手帳所持者数が891人、精神障がい者保健福祉手帳所持者数は665人、自立支援医療受給者数が、1628人、特定疾患医療受給者数は916人となっています。複数の障がいを併せ持つ人や、手帳等の申請をしていない人もいると考えられますので、正確な数字は不明であるとされています。

障がい者市民が他の市民と同様に社会の構成員として尊重され、地域でともに等しく暮らすことができる社会があたり前の社会である、という「ノーマライゼーション」の基本的な理念のもとに、この間の法整備が行われ、社会的障壁を取り除くための基盤づくりが進められてきたところです。

そして数ある選択肢のなかから自己決定できる、というのは障がい者市民施策にとどまらず、高齢者にも通じる普遍的な課題です。

また行政には、それぞれの障がいの状態に寄り添った多様な支援策が求められています。

そこで今日、障がい者市民をとりまく現状と課題について、市の認識をお伺いします。具体的な課題も含めてご答弁を求めます。

<① 答弁>

(再質問) (1) -①

ただいまご答弁いただきました「ノーマライゼーションの理念に基づき、施策を推進する」ということを、当然のことではありますが、あらためて確認しておきたいと思います。

住む場所の確保や、日中活動の場、就労、そして親亡きあとの支援というのは、あらゆる障がい者市民に共通する課題であるともいえます。

また、3障がいのうち、精神障がい者への差別や偏見は未だ根強いものがあります。当事者だけでなく、ご家族の心労についても、昨年12月議会における家族団体からの請願審査の際に、私たちは、ご家族の痛切な思いをお聴きしました。当事者および家族への支援が欠かせないと考えますが、精神障がい者の現状・課題については、市はどのように考えておられるでしょうか？

精神障がい者への差別や偏見を払拭するために、市としては取り組んでいる、というようなご答弁でしたが、市が主催のものは、ここ2～3年は萱野小学校でも啓発・交流等の

事業のみです。以前と比べると取り組みは後退しているのではないのでしょうか。この程度の取り組みで、市は十分だとお考えなのではないでしょうか？また以前は、精神保健福祉にかかわるボランティア団体主催の交流会などに障がい福祉課の職員さんが参加されておられましたが、昨今はそういうこともなく、就労継続支援の事業所で、年に一度、地域交流を行うなどの取り組みをされていますが、そういう場所にも市の方が参加される姿をお見かけしません。市の積極的な姿勢が、残念ながら見えません。人手が不足しているのかもしれませんが、もっとこの分野に積極的に取り組んでいかれますよう、強く要望しておきます。

<追加質問 答弁>

2項目目に、日常生活や社会活動の支援についてお伺いします。(2-②-1)

まず、日中活動の場の確保について質問します。

民生常任委員会では、本年4月に、重度障害者の親の会さんからの要望を受けて、委員会協議会を開催し、ご家族の思いや要望をお伺いしました。そのなかで、さまざまな課題が明らかになりましたので、その後、市がどのように取り組まれているのか、確認させていただきます。

新卒後に入所するあかつき園やワークささゆりは、ずっと利用できるのではなく、通過施設として位置付けられています。その後の進路について、現在は生活介護事業所やグループホームが不足しています。この課題について、市は4月の段階で、「民間の力による基盤整備を含めて今後拡大に向けて尽力する」との見解を示されていたので、現在の進捗についてお教えてください。

<2-① 答弁>

(2-②)

次に、親の高齢化に対応するために、地域生活の保障、とくに子の将来を危惧する声を、冒頭でも「親亡き後」について、重要な課題であるとの市の認識をお伺いしましたが、「終の棲家」の整備や体制、核となる施設などを具体的にどういうふうに検討しているのでしょうか？

また、たとえばグループホームの数が不足している件で、物件や世話人の確保が困難であるという問題があります。市はグループホームの運営事業者との意見交換をされている、とのことですが、そのなかで市にできることをどのようにお考えでしょうか？

あかつき福祉会の土地活用や、市の保有する施設や土地の提供など、どのように検討されていますか？

また、人材確保や養成についてのお考えは、いかがでしょうか？

運営法人との連携・協議はどの程度進んでいるのでしょうか？

以上、ご答弁を求めます。

<2-② 答弁>

2-②-3

運営法人を後押しするために、市が保有する土地や施設を有効活用することについて、明確なご答弁がありませんでした。確認しておきたいので、再度ご答弁をお願いします。

<追加質問2-②-3 答弁>

②-4

次に、成年後見・権利擁護について、例えば権利擁護センターの設置について、どのように検討されているのかを、お伺いします。

市はこれまで研修会などを開催してきましたが、それでも高齢者を含め、利用が進まないという実態があります。「計画相談」のなかに法人後見人が一人でも入ることができればよいのに、というご家族の声もあります。そういった点もふまえて、総合的な将来に向けた支援の場としての権利擁護センターや、体制づくりについての市の見解をお伺いします。

<②-4 答弁>

ありがとうございます。

是非とも総合的な支援が行える場としての権利擁護センター機能をもつ体制づくりを実現させていただきますよう、お願いいたします。

②-5

では、あかつき園の建て替えに伴う素案作成に向けた、進捗状況について質問します。

築後37年が経過しており、建て替え問題は急務です。市は年度中には将来の利用者を推計し、最適な施設規模、運営形態を検討する、とのこと。まずは素案作成までに当事者（家族）の声を聴いていただきたいと考えますし、そのうえで計画素案をつくり、再度当事者（家族）の意見を聞く、という流れが望ましいと考えます。そのことを含めて、日中活動の資源、どのような機能を持たせるのか、法人を撒きこむことについてなどなど、この間の進捗について質問します。

<②-5 答弁>

②-5-2

ただいまのご答弁は、現在の進捗状況についてはまったくお答え頂けていません。4月から6カ月が経過し、今年度中にまとめる計画ですから、パブリックコメントに1か月、それをまとめる期間を差し引けば、あと数か月しかありません。現在、どこまで進んでいるのか、スケジュールも不明です。進捗状況について、再度ご答弁を求めます。

また、当事者・家族や関係団体へのヒアリングは、ご家族の強い要望でもあります。強い要望がある以上、「これまでも毎年、聴いてきたから必要なし」というのではなく、丁寧に進めていただきたいと再度要望いたします。

<追加質問②-5-2 答弁>

②－6

つぎに、精神障がい者の日常生活や社会活動の支援に関する質問です。

1993年の「障害者基本法」により、これまで主に医療の対象であった精神障がい者が、障がい福祉の対象として位置付けられました。身体障がい者、知的障がい者と同等に福祉サービスを受けることが可能になったにも関わらず、今も格差が解消されていません。

重度障害者の医療費助成において、精神障害者は精神科の通院医療以外の診療科は助成対象となっていない。

また、公共交通機関の運賃割引についても、JR、民間鉄道、バス、航空機運賃や高速道路通行料金等の割引が、精神障がい者は、大阪市営交通、高槻市営バス、箕面市のオレンジゆずるバスの運賃以外は対象外という扱いになっています。

これらの件について、昨年12月議会で意見書が採択されましたが、その後大阪府の動きはどうなっているのでしょうか？また府が整備するまでのあいだ、市が支援できることについての市のお考えをお尋ねします。

法整備が進んでも、理不尽な運用のままというのは納得がいきません。大阪府の動きは鈍く、現状では当初のスケジュールよりもかなり遅れています。一刻も早く実現するよう、さらにさらに強力な働きかけを要望いたします。

<②－6 答弁>

3項目目に、就労支援について質問します。

「障害者雇用支援法」、「法定雇用率」の改正（1.8%から2.0%へ）、2018年からは、精神障がい者の雇用義務化が決まっているなど、障がい者を取りまく状況が変化しています。加えて、「生活困窮者自立支援法」が施行され、自立に向けた多様な機関連携も進められています。

そこで、障がい者市民の就労支援の現状と課題、展望について、市の理念も含めて、ご答弁をお願いいたします。

<③－1 答弁>

(3-③-2)

次に、社会的雇用の事業所において、存続が危うくなっている事業所への支援について、市も重要な課題と受け止めて検討していくという前向きな姿勢であると理解しています。この件について、具体的な支援策や方向性についてご答弁ください。

<③－2 答弁>

3-③-2

例えば、「障がい者千人雇用」を施策としてとりくんでいる総社市では、コンビニエンスストアとの協働で、クッキーなどの（事業所の商品）を店頭に置いてもらうイベント提案等、という具合に、市が工賃アップのためのアイデアを提供しようと、日々奔走しているそうです。このような取り組みは、箕面市でも参考にできるのではないのでしょうか？見解を求めます。

<追加質問③-2 答弁>

3-③-3

続きまして、雇用受け入れ先の拡大にむけた動きと、推移はいかがでしょうか？また先進市の取り組みについての調査・研究については、いかがでしょうか？

ご答弁をお願いします。

<③-3 答弁>

3-③-3-1 先進市のとりくみについてですが、先にご紹介しました視察で訪問した、人口約6万5000人の総社市は、「障がい者千人雇用」を条例制定し、2010年度からの5か年計画で施策推進されています。8月17日現在で達成率86.5%でした。この達成数は延べ人数ではなく、リアルタイムでの雇用数とのことです。協力先の開拓は、当初は一朝一夕には進まなかったそうですが、今では全市的な取り組みとなっているようで、その意気込みには圧倒されました。総社市では、就労後のフォローもきめ細かく、学ぶべきものがありました。箕面では、就労後の定着率はいかがでしょうか？またフォロー体制はどのようになっているのでしょうか？

<追加質問 ③-3-1 答弁>

就労後の定着率が2年間で、90%をキープという高い数値とのことですが、同センターでの2013年度の実施状況は、箕面市在住者の場合、登録者数が183人に対して、就業者数は18人となっております。

もちろん、就労支援やフォローを一生懸命に担っていただいていることと思いますが、今後は、就業率アップに向けた課題についても、検討していただけますように、要望いたします。

さて、質問を続けますが、

3-③-3-2

Nプランでは、「雇用促進と就労支援」について、「精神障がい者の雇用義務化などによる、障害者の雇用の進展をふまえ、障害者の行政及び民間事業者への雇用促進・就労支援をさらに図るため、ひき続き積極的な取り組みを進める」とあります。

そこで、精神障がい者の、市の雇用実績はどのようになっていますか？

また、総合評価入札制度における、障害者雇用状況の評価の実施状況はどのようになっていますか？

<追加質問③-3-2 答弁>

精神障がい者の採用について、しっかり研究を進めていただき、前向きなとりくみに繋がるよう期待しております。

3-④

次に、工賃向上策について 質問いたします。

過去3か年の工賃の推移はどうなっているのでしょうか？

また優先調達の現状と課題、工賃アップの状況はいかがでしょうか？

市の具体的な工賃向上策とあわせて、ご答弁をお願いいたします。

< 3-④ 答弁 >

3-③-4-1

障害者優先調達推進法に基づく取り組みについて、2012年との対比で2014年は事業所への発注額が約7倍になったとのことで、素晴らしいと思います。工賃が2倍になった事業所もあるとのことですが、事業所全体の平均工賃は残念ながら厳しい状況です。さらなる支援策を期待いたします。

さて、就労支援事業の目的は、より多くの工賃を利用者にもたらすことです。工賃とは、売上から経費を差し引いたものです。

工賃問題については、社会福祉法人あかつき福祉会が指定管理をしている施設での就労継続支援B型事業において、この施設で働く市民からの告発を受けて、実態がどうなのかと議論をかさねてきたところ です。

さて、売上から差し引く経費についてですが、現在、あかつきでは専ら就労支援事業に従事していない本部職員の人件費や、直接経費ではない水光熱費が計上されています。製袋機を動かす電気代ならまだ分かりますが、製袋事業に全く関係のないガス代や水道代まで計上されているのは、工賃向上を目指すという目的からは「経費を最小に抑える」という目的が達成されず、相反する行為だと思われるのですが、いかがでしょうか？

まず、本部職員の按分についてですが、2014年度の就労継続支援B型事業に「専ら従事した」職員は3名です。うち、1名の方は3月採用でしたので、人件費は1か月分だけです。3名の方は臨時職員なので年収は200万円を割っており、法定福利費14.6%を合わせても、3名分で500万円未満であると概算できます。この年度の製造事業の経費における人件費は約1640万円計上されています。つまり、1100万円以上が本部職員の按分された人件費です。これは、どう考えても不自然な数字だと思われませんか。

また水光熱費についてですが、按分には一定の基準が必要となっています。就労継続支援事業の経費は厚労省の通知によると、事業に直接的に必要なもの、となっています。ゆえに、製袋事業には電気代は必要ですが、水道代、ガス代が按分されているのは何故でしょうか？

また百歩譲って、按分を認めたとしても、電気・ガス・水道の按分比率は38%、21%、21%と一定ではありません。

また農園事業では水を使うと思うのですが、水光熱費はゼロ計上になっています。

これは、やはりきちんと精査されるべきではないでしょうか？

< 追加質問③-4-1 答弁 >

3-③-4-2

市指定ごみ袋製造のシェアについてですが、30Lのごみ袋を、クリーンセンターでは1枚、11.34円で購入しています。それを、シェアした事業所は、1枚1.28円で、あかつき福祉会さんから委託されています。本年第1回定例会において、それはやはりフェアなシェアとはいえないのではないか、と議論させていただきました。その時の市のご答弁は、「シェアしている事業所も、あかつきの利用者も、同じように1枚につき1.28円である」という内容でした。

しかし、私が調査したところ、シェア事業所における製袋事業における時給換算は約200円です。それに対してあかつきでは、同じく時給換算すると782.8円とのことでした。この差をどうお考えでしょうか？

<追加質問③-4-2 答弁>

厚労省社会・援護局の2008年の通知「就労継続支援事業利用者の労働者性に関する留意事項について」には、A型及びB型利用者の工賃について「利用者の技能に応じて工賃の差別が設けられていないこと」とあります。また、各障害者の作業量が予約された日に完成されなかった場合にも、工賃の減額をしてはならないなどが記されています。つまり、就労継続支援事業においては、利用者の作業性による格差をつけてはならないのです。ということは、同じ製袋事業において、工賃差、微妙な差額ではなく、200円と780円という3倍以上の差がつく、という状況は是正されねばなりませんし、あかつきの利用者さんがシェア事業所の4倍の作業量というのも不自然です。

箕面市の指定ごみ袋の製造をB型事業として実施することは、とても良いアイデアで素晴らしいことです。安定収入が見込める事業なのに、事業が見えにくいのは残念です。

また、さきほどのご答弁では2014年度の製造枚数は約754枚で、あかつき福祉会分が601万枚とのことでしたが、製造枚数が754枚ではなく、これは販売総数というべきです。あかつきさんではMAXで1日1万4000枚、240日の稼働で336万枚が製造枚数です。残りはシェア分と外注でまかっています。

3-③-4-3

さて製袋事業のシェアについて、これまでの経緯からあかつき福祉会さんが中心となって取り組まれておられますが、あかつき園設立当初の目的は、十分に達成されたのではないかと思います。今後、箕面市の事業所全体の工賃向上を考えた場合、ここで一旦リセットして、あかつき福祉会と障害者事業団が協働で製袋事業にとりくみ、やがては事業団が司令塔となって仕切る、というのが本来、目指すべき方向ではないかと考えます。公平で透明性のある製袋事業のシェアで、市内事業所全体の工賃アップを目指していただきたいと考えますが、いかがでしょうか？

<追加質問③-4-3 答弁>

以上、ノーマライゼーションの理念を拡げ、障害者市民が尊厳をもって自分らしく暮らせることをめざして、一般質問しました。真摯なご答弁をいただけなかった部分があり、残念に思います。

ノーマライゼーションの理念が浸透する社会は、誰もが安心して暮らせる社会となります。めざすべき社会に向けて、今後も全力で取り組んでまいりたい、という覚悟でありますことを申し添えて、私の質問を終わります。